

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 10 月 1 日 ～ 2030 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1： 2030 年 9 月までに子の看護休暇制度の理解を深め、希望者の取得率を 100%にする

<対策>

- 2025 年 10 月～ 情報伝達ツールなどによる職員への周知
- 2025 年 10 月～ 補助職員採用による看護介護休暇へのフォロー体制の構築

目標 2： 育児休業から復職した職員の短時間勤務制度希望者の利用率を 100%にする

<対策>

- 2025 年 10 月～ 短時間勤務への周知の徹底、聞き取りの実施
- 2025 年 10 月～ 希望者の意向調査の実施

目標 3： 2027 年 3 月までに、職員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 30 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 10 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2025 年 11 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2 回実施
- 2026 年 1 月～ 社内報などによる職員への周知
- 2026 年 2 月～ 各園における問題点の検討及び研修の実施

目標 4： 若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 2026 年 1 月～ 受け入れ体制について検討開始
- 2026 年 2 月～ 受け入れを行う各園への説明及び体制作り
- 2026 年 3 月～ 学校との連携
- 2026 年 4 月～ インターンシップの受け入れ開始

目標5： 2030年9月までに男性の育児休業取得の申請があった場合、取得率を100%にする

<対策>

- 2026年10月～ 育児休業への周知の徹底
- 2026年10月～ 男性の育児休業取得希望者への説明の実施